

大阪府立中央図書館 国際児童文学館「特別研究者」 令和8年度募集要項

1 趣旨

大阪府立中央図書館国際児童文学館は、児童文学・児童文化に関する専門機関として、国内で出版された児童書を網羅的に収集するとともに、周辺資料も幅広く継続して収集してきました。これらの所蔵品は資料価値が高く、全国の公立図書館、大学図書館に類を見ないユニークな資料群も多く含まれています。

大阪府立中央図書館国際児童文学館では、研究者による所蔵資料を活用した調査研究を一層活性化するため、「特別研究者制度」を設置し、所蔵資料を利用しやすい条件を整備します。また、「特別研究者」にその研究成果を発表してもらうことで、国際児童文学館としての専門図書館機能の充実や情報発信の強化をめざします。

2 サービス内容

特別研究者の求めに応じて、以下のサービスを提供します

(1) 資料の利用

- ①準指定資料(マンガ・マンガ雑誌)の利用制限緩和(事前予約なしで利用可能)
- ②閲覧資料の冊数制限緩和(必要な冊数を利用可能)
- ③司書による支援(資料検索、大阪府立中央図書館所蔵資料の利用支援、他館所蔵資料入手に関する支援等)
- ④上記資料の利用にかかる各種申込や事前予約をメールで行えます

(2) スペースの提供

研究用別室(特別研究者が、研究活動に専念するため提供いたします)
※業務上の都合により、閲覧室での利用をお願いすることがあります
※初回の来館時は、国際児童文学館の閲覧室をご利用いただきます

(3) 特別複写

国際児童文学館資料の特別複写(持込機器による複写)の手続きの簡略化
(申請当日に複写が可能)
※ただし、著作権法で許容されている範囲に限ります

3 対象

- ・国際児童文学館の所蔵資料を利用して調査研究を行おうとする、大学または研究機関・団体に所属する個人またはグループ(1グループの人数は6名以内)。
- ・中心的な研究分野は、児童文学、児童文化、初等教育、図書館学、芸術学等を想定していますが、これ以外の分野でも国際児童文学館の所蔵資料を利用して調査研究を行う必要があると認められる場合には受け入れます。
- ・大学の学部生(個人)、および学部生のためのグループは対象としません。

4 指定期間

原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
※継続を希望する場合は、別途調整します。

5 特別研究者の義務等

(1) 研究成果の発表および報告

国際児童文学館等の所蔵資料を活用した研究の成果を、論文、学会発表、刊行物への記事掲載等の方法で発表していただきます。また、研究活動の概要は（様式2-1～2-2）に記入して、原則として翌年度の9月末までに大阪府立中央図書館館長に報告してください。

※報告された研究活動の概要は、大阪府立中央図書館のホームページ等で公表する予定です。その際、特別の事情がない限り、特別研究者の名前（グループの場合はグループ名も）・所属・研究テーマも公表します。

※特別の事情がなく、活動報告書の提出がない場合は、翌年度の指定はいたしません。

(2) 事前打ち合わせ

当制度の利用開始前に、国際児童文学館において担当者との打合せを行っていただきます。

(3) 利用ルールの順守

館内での活動中には、大阪府立中央図書館指定の名札の着用等、国際児童文学館担当者が提示したルールに従ってください。

6 募集期間

令和7年11月19日（水曜日）から12月23日（火曜日）当日消印有効

7 申請手続

申込書（様式1-1～1-4）に必要事項を記入し、所属機関・団体の在籍・在職を証明する書類（在職証明書・職員証の写し等）、大学院生の場合は指導教員の推薦状を添えて、送付先に郵送または持参により提出してください。

※令和7年度特別研究者の継続申込はメール添付による提出を可とし、申込書以外の書類は不要ですが、所属などの変更があった場合はすべての書類を提出してください。また連続して3年以上継続している方は事務局よりご連絡しますので、3年ごとにすべての書類の提出をお願いします。

送付先：〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1

大阪府立中央図書館 国際児童文学館「特別研究者」担当者

8 選考

館内選考委員会にて決定し、選考結果は令和8年2月20日（金曜日）までに全応募者にお知らせします。また選定された方については原則として、国際児童文学館ホームページにお名前を公表させていただきます（差支えのある方はお申し出ください。）

9 その他

- (1) 資料の紛失や破損等により、大阪府立中央図書館に損害を与えた場合は、賠償を求めることがあります。ただし、本人の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
- (2) 大阪府立中央図書館長が特別研究を継続することが適当でないと認めるときは、特別研究者の指定を取り消すことがあります。
- (3) 交通費、謝金、複写料金等は支給しません。
- (4) 資料の選書、当館開催の展示イベントへのアドバイス等のご協力をお願いする場合があります。

【問い合わせ先：事務局】

大阪府立中央図書館 読書支援課

国際児童文学館 担当：山岡・小山

〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1

TEL 06-6745-0170 内線（150）

FAX 06-6745-0262